

【被保険者用】 ※オプション検査のみ・婦人科検診のみの場合は別の申請書になります

人間ドック健診利用補助支給申請書

下記に記載の「受診結果の利用目的およびデータの取り扱いについて」および「医療機関への受診の有無の情報提供について」に同意のうえ、健診結果表を添えて人間ドック等の利用補助を申請致します。

※下記太枠内について、漏れなく記入して下さい。

申請日	20XX年 8月 20日	記号		番号			
社員番号	△△△△	受診者氏名 (戸籍名)	健保 はなこ				
受診日	20XX年 7月 5日	年度末 年齢	41歳				
医療 機関名	ディスコ大森病院			補助上限	支給決定額 支給決議欄		
被 保 険 者 記 入 欄	人間ドック 35歳以上	■人間ドック ※人間ドックの他、受診した口にチェックして下さい			3万円	円	
		<input checked="" type="checkbox"/> 乳がん検診 (マンモ・乳腺エコー両方受診の場合)				+1万円	円
		<input type="checkbox"/> 乳がん検診 (マンモ・乳腺エコーどちらかのみ)				+2,000円	円
		<input type="checkbox"/> 子宮がん検診				+4,000円	円
	50歳以上	<input type="checkbox"/> 前立腺がん検査			+2,000円	円	
胃部検査を受けた方は受診した検査を下記の該当検査名の口チェックして下さい <input type="checkbox"/> 胃部内視鏡 (胃カメラ) <input type="checkbox"/> 胃部X線 (バリウム) <input type="checkbox"/> ABC検査 <input type="checkbox"/> その他 ()							
※下記の質問の該当項目口チェックして下さい							
服 薬			喫 煙				
<input checked="" type="checkbox"/> 薬剤治療は受けていない <input type="checkbox"/> 現在、薬剤治療を受けている (該当箇所にチェック下さい) <input type="checkbox"/> 血圧を下げる薬 <input type="checkbox"/> インスリン注射又は血糖を下げる薬 <input type="checkbox"/> コレステロールを下げる薬 <input type="checkbox"/> その他			現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 <input type="checkbox"/> はい (条件1と2を両方満たす) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 以前は吸っていたが最近1ヶ月間は吸っていない ※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1: 最近1ヶ月間吸っている 条件2: 生涯で6ヶ月間以上吸っている、 又は合計100本以上吸っている				

【注意事項】

- * 保険証を利用した場合 (保険診療: 自己負担3割) は補助対象外です。
- * 申請は **12月末までの受診分** に対し、**年度内各1回** のみに補助します。
- * 申請期限は、**受診日から2ヶ月以内** です。期限を過ぎた申請は補助金支給対象外となります。
- * 申請書に「**領収書**」の**原本** (コピー不可) と「**健診結果の全ページコピー (2部)**」を添付してください。
- ※領収書には①領収印がある ②宛名が受診者名である ③検査費、検診費等が明記されている
- * 婦人科込みの人間ドックの場合、婦人科の金額内訳の添付があれば、乳がん・子宮がん検診補助をします
- * 補助金は申請書受理の翌月給与にて支給します。支給日時点、退職している場合には人事所管部に確認の上、給与口座 (任意継続被保険者の場合には健保登録口座) に受理日翌月20日 (休日の場合には前営業日) に振り込みます。

【受診結果の利用目的およびデータの取り扱いについて】

受診結果は、ディスコ健康保険組合が委託する(株)総合医科学研究所または(一財)日本予防医学協会にて取りまとめた後、結果データはウェルネス・コミュニケーションズ(株)の結果管理システムに保管され、健保組合及び会社の健康管理部門において、次の目的のために使用されます。なお、健診結果データの取り扱いについては、個人情報保護法及び関連法令等を遵守し、個人情報保護管理規定に基づいて安全に管理致します。

- ① 労働安全衛生法第66条の3、労働安全衛生規則第51条、第52条により事業主が負う健康診断結果記録の作成及び保存、労働基準監督署への届出のため
- ② 労働安全衛生法及びその他関連法令等による安全・衛生管理のため
- ③ 受診者の健康保持・増進や疾病予防または保健指導のため

【医療機関への受診の有無の情報提供について】

ディスコ健康保険組合では、被保険者の健康保持・増進や疾病の早期発見のため、会社が実施する再検査等の受診勧奨が円滑に進むよう会社の要請に応じて、医療機関の請求書(レセプト)から受診の有無の情報提供することがあります。

提供する個人情報: 保険証の記号・番号、氏名、会社属性情報、健診結果の受診勧奨以上の判定結果項目に関する医療機関への受診の有無

提供先: 事業所の医療職、健診実施担当者および被保険者の職場上長 提供方法: メール、郵便または電子媒体にて送付

※被保険者の医療機関受診情報に関して、会社への提供停止を希望する場合には、ディスコ健康保険組合にお問い合わせ下さい。

(回付ルート) 本人→ディスコ健康保険組合

ディスコ健康保険組合		
常務理事	事務長	担当

--	--

